

愛知県女性相談支援センターの２０２４年度相談状況等について

１ 相談件数

（１）面接相談

相談内容をみると、「人間関係」が８５．４％と高い割合を占め、次いで「住居・経済問題」が１３．２％、「心身の問題」が１．０％となっています。

「人間関係」の中でも、「配偶者」との関係が６９．５％を占めています。

また、面接相談件数全体では、昨年度と比較して６件増加しています。

相談者の年齢別では、３０歳代と４０歳代とで、約半数を占めています。

① 面接相談主訴別内訳

大区分	小区分	２０２３年度		２０２４年度	
		件数（件）	割合（％）	件数（件）	割合（％）
人間関係	配偶者	５１０	７２．０	４９６	６９．５
	（うちDV）	（４５９）	（６４．８）	（４５１）	（６３．２）
	子ども	２３	３．２	２７	３．８
	親族	５２	７．３	５６	７．８
	家庭不和	３	０．４	３	０．４
	その他の人間関係	２４	３．４	２８	３．９
	小 計	６１２	８６．４	６１０	８５．４
住居・経済問題	住居問題	５	０．７	５	０．７
	帰住先なし	７１	１０．０	７８	１０．９
	経済問題	１３	１．８	１１	１．５
	小 計	８９	１２．６	９４	１３．２
心身の問題	身体的問題	０	０．０	０	０．０
	精神的問題	６	０．８	７	１．０
	小 計	６	０．８	７	１．０
その他	妊娠出産	０	０．０	２	０．３
	不純異性交遊など	０	０．０	０	０．０
	人身取引被害	１	０．１	１	０．１
	小 計	１	０．１	３	０．４
合 計		７０８	１００．０	７１４	１００．０

※ 区分毎の割合は四捨五入しているため、合計値と各内訳の計は一致しない場合があります。
（次ページ以降同じ。）

② 面接相談年齢別状況

区 分	2023年度		2024年度	
	件数（件）	割合（％）	件数（件）	割合（％）
20歳未満	27	3.8	21	2.9
20歳代	119	16.8	129	18.1
30歳代	165	23.3	160	22.4
40歳代	173	24.4	164	23.0
50歳代	94	13.3	141	19.7
60歳以上	74	10.5	52	7.3
不 明	56	7.9	47	6.6
計	708	100.0	714	100.0

（２）電話相談

相談内容をみると、「人間関係」が78.0％と全体の約8割を占めており、その中でも、「配偶者」との関係が25.0％、職場・近隣等、親族以外の「その他の人間関係」が31.4％を占めています。

また、相談件数全体では、昨年度と比較して381件の減となり、「人間関係」に関する相談が8,124件（78.0％）で前年度と比べて508件減少した一方、「心身の問題」に関する相談は1,975件（19.0％）と、前年度より319件増加しました。

DVに関する相談については674件（6.5％）で、前年度の631件より43件増加しています。

相談者の年齢別では、50歳代が最も多く、60歳以上、40歳代と続いています。なお、電話相談は匿名を原則としていることから、不明の件数が1,414件（13.6％）と高い割合になっています。

① 電話相談主訴別内訳

大区分	小区分	2023年度		2024年度	
		件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
人間関係	配偶者	2, 6 9 5	2 5. 0	2, 6 0 0	2 5. 0
	(うちDV)	(6 3 1)	(5. 8)	(6 7 4)	(6. 5)
	子ども	9 7 2	9. 0	8 8 8	8. 5
	親族	1, 6 4 7	1 5. 3	1, 3 2 9	1 2. 8
	家庭不和	2 5	0. 2	3 4	0. 3
	その他の人間関係	3, 2 9 3	3 0. 5	3, 2 7 3	3 1. 4
	小 計	8, 6 3 2	8 0. 0	8, 1 2 4	7 8. 0
住居・経済問題	住居問題	1 2 8	1. 2	5 2	0. 5
	帰住先なし	1 2	0. 1	1 4	0. 1
	経済問題	3 3 3	3. 1	2 3 7	2. 3
	小 計	4 7 3	4. 4	3 0 3	2. 9
心身の問題	身体的問題	5 1 1	4. 7	4 4 7	4. 3
	精神的問題	1, 1 4 5	1 0. 6	1, 5 2 8	1 4. 7
	小 計	1, 6 5 6	1 5. 3	1, 9 7 5	1 9. 0
その他	妊娠出産	2 6	0. 2	8	0. 1
	不純異性交遊など	6	0. 1	2	0. 0
	小 計	3 2	0. 3	1 0	0. 1
合 計		1 0, 7 9 3	1 0 0. 0	1 0, 4 1 2	1 0 0. 0

② 電話相談年齢別状況

区 分	2023年度		2024年度	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
20歳未満	3 2	0. 3	4 0	0. 4
20歳代	3 0 7	2. 8	2 8 0	2. 7
30歳代	1, 0 6 2	9. 8	1, 0 6 2	1 0. 2
40歳代	1, 7 1 6	1 5. 9	1, 5 7 1	1 5. 1
50歳代	2, 9 4 7	2 7. 3	4, 3 0 5	4 1. 3
60歳以上	3, 6 2 7	3 3. 6	1, 7 4 0	1 6. 7
不 明	1, 1 0 2	1 0. 2	1, 4 1 4	1 3. 6
計	1 0, 7 9 3	1 0 0. 0	1 0, 4 1 2	1 0 0. 0

2 一時保護

県女性相談支援センターには、配偶者からの暴力により家に帰ることができない方や、離職や離婚等により帰住先のない方を、必要に応じ短期間保護する一時保護機能があります。

2024年度に一時保護した件数は143件と、前年度に比べて4件減少しています。

一時保護に至った原因は、「配偶者等からの暴力（DV）」が67.8%と最も多く、「子の暴力、父（母）からの虐待等」（家族間の暴力）及び「交際相手からの暴力」も合わせると83.9%を占めています。

一時保護者の年齢別では、20歳代が最も多く、次いで30歳代、40歳代と続いています。

一時保護後の退所理由別状況は、「女性自立支援施設」や「母子生活支援施設」等の施設に入所した者が37.7%を占めています。また、「就職・自営」と「アパート等入居」を合わせたいわゆる「自立」は2.8%でした。

（1）一時保護主原因別内訳

主 原 因	2023年度		2024年度	
	件数（件）	割合（%）	件数（件）	割合（%）
配偶者等からの暴力（DV）	109	74.1	97	67.8
子の暴力、父又は母からの虐待等	12	8.2	17	11.9
交際相手からの暴力	2	1.4	6	4.2
帰住先なし（離職・離婚等）	15	10.2	22	15.4
その他	9	6.1	1	0.7
計	147	100.0	143	100.0

(2) 一時保護者の年齢別状況

区 分	2023年度		2024年度	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
20歳未満	5	3.4	5	3.5
20歳代	43	29.3	44	30.7
30歳代	41	27.9	34	23.8
40歳代	29	19.7	23	16.1
50歳代	17	11.6	20	14.0
60歳以上	12	8.2	17	11.9
計	147	100.0	143	100.0

(3) 一時保護者の退所理由別内訳

区 分		2023年度		2024年度	
		件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
施設 入 所	女性自立支援施設	13	8.8	18	12.6
	母子生活支援施設	38	25.9	32	22.3
	救護施設	0	0.0	1	0.7
	老人ホーム	2	1.4	0	0.0
	他の社会福祉施設	8	5.4	3	2.1
	小 計	61	41.5	54	37.7
自 立	就職・自営	1	0.7	0	0.0
	アパート等入居	8	5.4	4	2.8
	小 計	9	6.1	4	2.8
帰宅		15	10.2	23	16.1
福祉事務所へ移送		8	5.4	5	3.5
入院		5	3.4	6	4.2
帰国		1	0.7	2	1.4
親族等引き取り		6	4.1	14	9.8
知人宅		6	4.1	6	4.2
保護先変更		14	9.5	11	7.7
無断退所		1	0.7	5	3.5
その他		16	10.9	11	7.7
未処理 (次年度に)		5	3.4	2	1.4
合 計		147	100.0	143	100.0

3 保護命令発令件数

配偶者暴力相談支援センター（※）でもある県女性相談支援センターでは、面接相談や一時保護を行った方に、保護命令の申立ての支援も行っています。

申立て後、地方裁判所の依頼により、県女性相談支援センターが被害者からの相談状況等を記載した書面を提出します。

2024年度中の書面提出件数は2件、保護命令が発令された件数は2件となっています。

書面提出、保護命令等件数

（単位：件）

区 分		2023年度	2024年度
書 面 提 出		2	2
保 護 命 令	接近禁止	2	2
	接近禁止及び退去命令	0	0
	計	2	2
却下・取り下げ		0	0
未 処 理		0	0

※ 配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第3条に規定する施設。都道府県は、女性相談支援センターその他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとされており、本県においては県女性相談支援センターがこの機能を果たしている。

このセンターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、各種の相談対応又は相談機関の紹介、カウンセリング、緊急時における安全の確保、一時保護、自立支援、保護命令制度の利用に関する情報提供・助言・関係機関との連絡調整などを行っている。